契約外健康診査補助金支給申請について

赤字の部分が変更になっております。令和５年度に３５～３９歳の方が契約外健診機関で人間ドックを受診されても、生活習慣病予防健診までの補助金しか支給されないため、ご注意ください。

（年度）	旧 （令和4年度）	新 （令和5年度）
健診種別	人間ドック	人間ドック
補助対象年齢	35 歳以上	**40 歳以上**

【健診種別】　（法定検査項目は、受診項目確認票に記載）

■簡易生活習慣病予防健診（全年齢　＊被扶養者は２２歳以上～）
法定検査項目・胸部Ｘ線・心電図

■生活習慣病予防健診（３０歳以上～）
法定検査項目・胸部Ｘ線・心電図・胃部Ｘ線

■人間ドック（４０歳以上～）
法定検査項目・胸部Ｘ線・心電図・胃部Ｘ線・腹部超音波